

令和2年3月 川棚町議会定例会会議録

(第5日目)

令和2年3月17日 火曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	馬 場 直 英
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
新庁舎建設室長	琴 岡 美 昭
税 務 課 長	中 原 敬 介
健康推進課長	川 内 和 哉
会 計 課 長	末 永 安 江
住民福祉課長	成 富 浩 樹
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋 一
水 道 課 長	森 文 博
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

第 1 議案第 9 号 川棚町上下水道事業運営審議会条例の撤回の件

追加議事日程

第 1 議案第 10 号 川棚町水道事業及び川棚町下水道事業運営審議会条例

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、「議案第9号 川棚町上下水道事業運営審議会条例の撤回の件」を議題といたします。撤回の理由の説明を求めます。町長。

町 長 皆様、おはようございます。誠に申し訳ありませんが、令和2年3月3日に提出をいたしました、議案第9号「川棚町上下水道事業運営審議会条例」につきましては、内容に不備がありましたので撤回をさせていただきたいと存じます。どうぞよろしく願います。

議 長 お諮りします。ただいま議題となっております「川棚町上下水道事業運営審議会条例の撤回の件」を許可することに異議はありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、「議案第9号 川棚町上下水道事業運営審議会条例の撤回の件」を許可することに決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

議 長 ここで、議事運営上、暫時休憩をいたします。

(1 0 : 0 1)

(…休 憩…)

(1 0 : 0 2)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ただいま、行政側より追加議案の申し出がありましたので、日程に追加し議題とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、追加議案を日程に追加することを許可することに決定いたしました。

(1 0 : 0 2)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 0 : 0 2)

(…休 憩…)

(1 0 : 0 5)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 追加日程第 1、議案第 3 2 号「川棚町水道事業及び川棚町下水道事業運営審議会条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 3 2 号「川棚町水道事業及び川棚町下水道事業運営審議会条例」について提案理由を説明いたします。

公営企業として運営している水道事業及び公営企業会計を適用している下水道事業につきましては、人口減少に伴う事業収益の減少が見込まれておりますが、住民の皆様暮らしを支えるライフラインとして施設や設備の安全性を確保し、適切な機能を維持し続けるためには、老朽化した施設や設備を計画的に更新しなければなりません。

このような状況で公営企業としての経済性を発揮するとともに、継続性の高い事業運営の在り方や、より安全で、より健全で経営感覚に優れた財政運営などに資するため、識者の方や住民の皆様からの意見を伺い、今後の施策に反映させることとし、本条例を制定するものであります。

詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 それでは制定内容を説明いたします。議案書をご覧ください。「川棚町水道事業及び川棚町下水道事業運営審議会条例」と題しまして、9条建てとなっております。

第 1 条では、川棚町水道事業及び川棚町下水道事業の適正な運営を図るため、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、川棚町水道事業及び川棚町下水道事業運営審議会の設置を定めるものであります。

第2条では、審議会の所掌事項として、運営に関する事項、財政に関する事項、その他町長が必要と認める事項ということで3本建ての事項を定めております。

第3条では、委員の人数及び構成を定めており、委員においては10人以内、町長が委嘱し、学識経験者、関係諸団体、水道及び下水道の使用者としております。

第4条では、委員の任期を2年と定めており、再任は妨げないものとしております。また、補欠委員の任期は前任者の残任期間とするほか、あとで委嘱を行う場合などには、任期を2年を超えない期間で調整可能としております。

第5条では、会長及び副会長の役職に関することを定めております。

第6条では、会議の招集及び成立要件、議事の決定方法を定めております。次ページをお願いします。

第7条では、調査及び審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に意見又は説明を聴き、資料の提出を求めることができるものと定めております。

第8条では、審議会の庶務事項として水道課において処理する旨を定めております。

第9条では、この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関しては会長が審議会に諮って定める旨を定めております。

次に、附則につきましてです。第1条に施行期日を令和2年4月1日といたしております。

第2条では、本審議会の設置に当たり、委嘱された委員の執務に対する報酬及び費用弁償について、同様の委員会及び協議会での整合性を図るため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うこととしております。次のページの新旧対照をご覧ください。

別表最下段、「学校運営協議会委員」の次に「川棚町水道事業及び川棚町下水道事業運営審議会委員」を追加し、報酬の額を日額6,000円、旅費の額を3級以上職相当額としております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 はい。ただいま、町長の説明にもありましたように、川棚町の水道事業及び下水道事業それぞれについて課題を抱えておるといのは理解できるところであります。それで、この条例案について3点質問をいたします。

この審議会は、水道事業の審議会と下水道事業に関する審議会とを、便宜的に1つにしたというような性格のものと、表題が変わったということによってそういう性格が明らかになったと思いますが、で、私は水道事業と下水道事業はそれぞれ別の事業であるというふうに思いますので、この審議会は水道事業の審議会、下水道事業の審議会、それを便宜的に1つの審議会で行っていくというようなものかと考えるんですけども、それでよろしいでしょうかということが1点目でございます。

それから2点目は、審議会というと常設の審議会になるわけでありまして、その常設の審議機関を置くという、この時期に置くという意味はどういうところになるのかというのをもう一回改めてお聞きしたいと思います。先ほどの説明の中にも少しありましたけども、改めて常設の審議機関とする意味をお聞きしたいと思います。というのは、水道ビジョンの策定などということは一過性のことであろうと思うので、一過性のことでない常設の機関を置く意味をお聞きしたいと思います。

3点目ですけども、その常設の機関ということに関してですが、いわば常設の機関が1つ増えるわけなので、方向から言えば行政改革の方向とは逆の方向にあるということが言えるんじゃないかと思うんですけど、その行政改革の観点からどう思うかというその3点をお聞きしたいと思います。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 まず、田口議員の質問にお答えします。

まず1点目の水道事業及び下水道事業の審議会の設置に当たりましては、現在、水道事業及び下水道事業を取り巻く環境はますます厳しくなっていくと見込んでおりまして、より経済的で安全性、経済性の高い事業運営を図るためには、やはり第三者の意見を聴きながら事業運営をしていきたいということで、双方の事業審議会を1本立てをして運営して審議をしていただくということをもちまして、今回この審議会条例を設置したものであります。

2点目の常設する意味ということに関してですけれども、先ほども申しましたけれども、経営環境をますます厳しくなっていく中で毎年度事業の効果又は運営等を見ていただきながら、年間の、今後のですね、事業方針をさらに深めていただきたいということで、単年じゃなくて常設することとしております。

また、置く意味としてですけれども、今現在水道事業では中長期的な施設の更新計画や財政運営の基本計画を取りまとめております、川棚町水道事業総合計画を令和元年度と令和2年度の2箇年で策定を進めておるところであります。この策定に当たりましては、経営戦略策定ガイドライン、また、水道事業ビジョンの作成の手引きにおいて、その地域の水道事業に精通した学識経験者や利用者である住民等の参加を得た検討会を設置し、パブリックコメント等の活用によってより広く意見を聴取・反映したうえで合意形成を図りながら策定することが求められておりますので、現在進めております水道事業の総合計画に盛り込むために今の時点での審議会の設置を置きたいという意味であります。

あと3点目の行政改革との関連性にありますけれども、行政改革については担当部局が違いますので私の方からは回答を控えさせてもらいたいと思います。以上です。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。それでは田口議員の3点目の質問、常設の機関が1つ増えることが行政改革の観点からどのような見解かと、そういうご質問であったかと思えます。

本町においては令和2年度において第6次行政改革、これを策定に向けて進めるということで予定をしております。

今手元にはないんですが、かつての行政改革、直近の第5次の行政改革におきまして、いろんな整理見直しというものを行われてきておりますけれども、私の記憶ではですね、この付属機関の整理、あるいは統廃合、これについては進めるような提言は、少なくとも直近の行政改革においてはですね、そういったご提言はなかったのではないかと考えております。

それと先ほど水道課長がご説明しましたように、この水道、下水道、この2つの事業運営についてですね、特に人口減少であるとかいろんな課題

ができておるという中ですね、やはり外部有識者によって検討いただいて、それでより良いものにするのであれば設置の価値は十分にあるのではなかろうかと思っております。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。波戸議員。

1 3 番 波 戸 はい。1 3 番波戸です。新旧対照表についてお尋ねします。

下の方の学校運営協議会委員というところに下線部が引いてあるんですけども、ここは今回の改正前改正後には関係はないんじゃないかと思いたすので、下線が必要かということと、そしたらば1つ下に段落を作って、普通であればそこに追加という形で新旧対照表はなるのじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議 **長** 総務課長。

総 務 課 長 波戸議員のご質問にお答えいたします。

今回附則において別表を改正を行っております。今回の改正としましてはですね、まず学校運営協議会委員のこの1行がこうあります。この1行のマスですね、こういった2行のマスに、いわゆる図柄の改善と言いますけれども、そういった形に変える、1行の状態を学校運営協議会委員と川棚町上下水道事業運営審議会委員の2つの枠に変えるということですね、そういったことから新旧対照表の改正前の学校運営協議会委員にもですね、下線を引いてるというそういった見方になりますので、そのようにご理解をいただければと思います。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま、議題になっております、議案第32号「川棚町水道事業及び川棚町下水道事業運営審議会条例」は、産業建設文教委員会に付託したいと思っておりますが、これに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第32号「川棚町水道事業及び川棚町下水道事業運営審議会条例」は、産業建設文教委員会に付託することに決定をいたしました。

(10:21)

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(10:21)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 炭谷猛

会議録署名議員 水谷末義